

始まる？寄付元年

昨年末に閣議決定された2011年度の政府税制改正大綱で、NPO法人などに寄付すると、寄付金に依じた額を所得税・住民税から控除する減税措置が盛り込まれた。官でも企業でもない「民」に、子育て支援や介護などを広く担ってもらおうという狙いがある。税制改正をきっかけに、寄付が日本社会に広がる「元年」となるか。

(小室浩幸)

「寄付文化を日本に根付かせる画期的な制度だ」

「制度が整っても、すぐに寄付が増えるわけではない」

昨年12月27日夜、東京都新宿区の戸塚地域センター。税制改正大綱の閣議決定を受け、NPO法人「シーズ・市民活動を支える制度をつくる会」が開いた緊急報告会には、NPO法人の職員ら約60人が各地から駆けつけた。

NPO法人は約4万あり、子育て支援や街づくりで大きな役割を担っている。ただ、資金不足で思うように活動できなかつたり、十分な給与を払えないために人材が定着しにくかつたりすることが、多くの団体の悩みの種だった。

税制大綱に盛り込まれたのは、一定の条件を満たしたNPO法人や学校法人、社会福祉法人などへの寄付を促す仕組み。今年1月以降、公益性が高いと政府が認めた「認定NPO法人」などに個人が寄付すると、所得税・住民税から寄付額の半分程度が控除されるものだ。

具体的には、所得600万円以下の個人が5万円を寄付すると、2千円を超えた寄付額の

認定NPOへの支援 半額減税

現場から

半分にあたる2万4千円が差し引かれ、従来より税の軽減額は大きくなる。図参照。所得税率が低い人も恩恵は大きく、寄付する人が増えると期待されている。

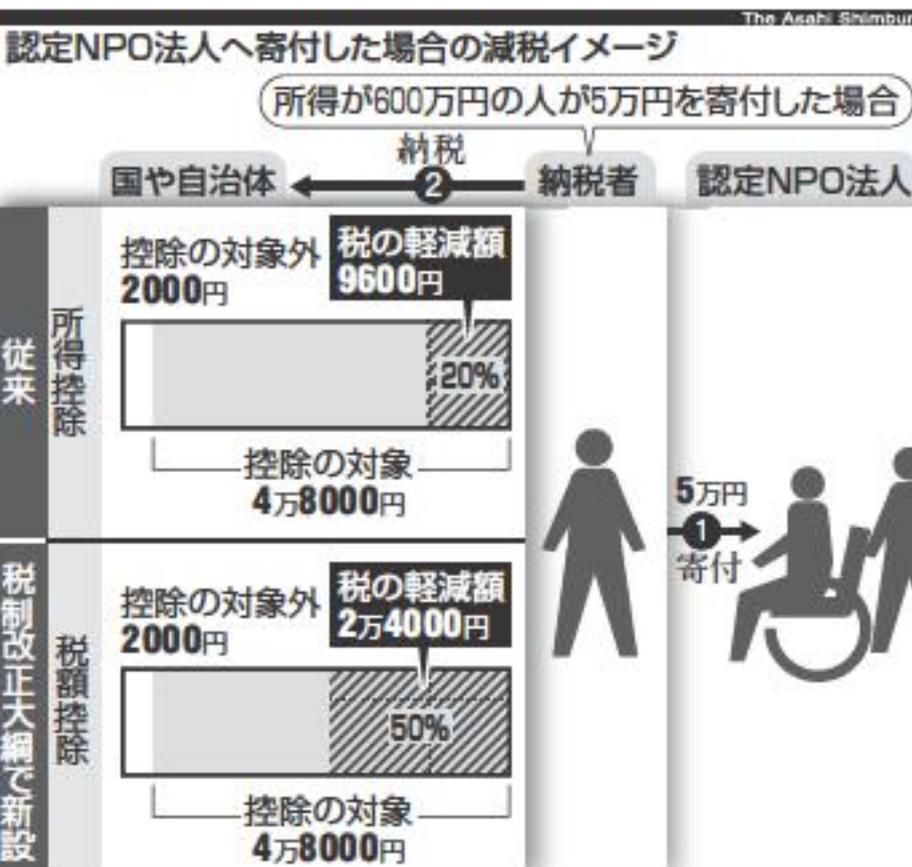
控除を受けるには、寄付先が認定NPO法人などである必要がある。その数は昨年12月1日現在で188。政府は認定基準を緩和する方針で、年3千円以上の寄付を平均100人以上から集めていれば、認定NPO法人として認める考えだ。

難民支援や環境保全などの

国際協力団体を支えるNPO法人「国際協力NGOセンター」は1月中旬に認定NPO法人の申請をしようと、準備を進めている。山口誠史事務局長は「従来の寄付額は年間数百万円。これが1千万円程度に増える」と期待する。

今回の減税措置は、多くのNPO法人が必要性を主張し、鳩山由紀夫前首相が強く唱えたものだ。

従来は官が提供していた公共サービスを提供していた共済会もNPO法人などにも担う考え方について、鳩山氏は「新しい公共」と呼んだ。引きこもり支援や自殺対策などは、柔軟な対応や機動性が欠かせず、行政や企業では担えない領域も多い。こうした分野の団体を支えることを目指している。



問われるNPOの発信力

「政策面で大きな一歩が示されたが、これだけで寄付が集まるわけではない。日本にも寄付の土壌はある。これからはNPO側の情報発信力が問われてくる」

昨年12月20日、東京都港区の日本財団ビルで開かれた「寄付白書2010」の創刊記者会見。執筆者の一人、山内直人・大阪大学大学院教授（公共経済学）は、こう強調した。

日本は欧米に比べて寄付が少ないと言われてきた。白書によると、NPO法人以外への寄付も含めた個人の寄付金は総額5455億円。09年に寄付をした人の平均寄付額は約1万4千円だった。日本は国内総生産（GDP）比でも0・12%と、米国（1・60%）や英国（0・68%）より小さい。

ただ、金額こそ少ないが、15歳以上の3人に1人にあたる3766万人が寄付をしていると推計されている。店頭募金箱などへの釣り銭を寄付する人も多いが、手段は多様化している。表参照。

急速に普及したのが「クリック募金」だ。「クリックで救える命がある」とうたうdef社のウェブサイトは、サイト内の協賛企業名をクリックすると、回数に応じて企業が利用者になってNPO法人などに寄付する仕組み。ここでは多くの寄付先がブログで活動内容を発信し、寄付を呼び込んでいる。

寄付白書をまとめたNPO法人「日本ファンドレイジング協会」の鶴尾雅隆・事務局長は「誰かのために汗を流すボランティアの習慣は日本社会に定着した。自分の寄付で社会がよくなった、という成功体験が積み重なれば、広がる余地はある」。

一方、寄付額の税額控除を受けるには、会社員は年末調整ではなく、確定申告が必要。手続きの簡素化を求める声もある。ただ、事務負担が増す企業側には慎重な声が多い。

募金箱	53.1	ポイント還元	14.8	銀行振り込み	10.4
街頭募金	32.2	クリック募金	14.7	物品による寄付	9.4
		郵便振替	14.5	寄付付きの商品	7.5

※回答者5121人のうち寄付した人による複数回答。「寄付白書」による